

「悪質商法」の被害から守るため
地域団体や地域ケアプラザなどに
講師を無料で派遣します。

出前講座のご案内

横浜市消費生活総合センター

こんな消費者トラブルが
頻発しています！

- 架空請求はがき・メール
- 賃貸アパート敷金
- リフォーム工事勧誘
- ネット通信販売など
でのトラブル

消費者トラブルにあいやすい
悪質商法の手口や見分け方、
早期発見・解決のポイント等を、
わかりやすくお話しします！

講師派遣（出前講座）の申込方法

対 象	横浜市内の自治会・町内会、消費生活推進員、老人クラブ、地域ケアプラザ、消費者グループ等が主催し、地域の住民を対象とする学習会（参加者がおよそ20名以上見込まれる学習会に派遣します。）
講座時間	60～90分程度、平日の10時～16時（12時～13時半を除く）
申込方法	1. お電話いただくか、裏面の用紙にご記入いただきFAXまたは郵送でお問合せください。 （個人情報につきましては、講師派遣業務以外では一切使用しません。） 2. 日程調整がつかましたら、講師派遣依頼書用紙を送付します。 必要箇所にご記入のうえ、当センターへご返送ください。 （郵送またはFAX、メールでお願いします。） 3. 講師派遣依頼書到着後、①決定通知書、②実績報告書用紙、③アンケート用紙を送付します。 4. 開催が近くなりましたら講師より連絡をいたしますので、内容等について打ち合わせをお願いします。（2週間前までに） 5. 講座が終了しましたら、速やかに②実績報告書、③アンケートに必要事項をご記入のうえ、当センターへご返送ください。
費 用	講師派遣の費用は無料です。会場は実施団体でご用意ください。

※年間の受付枠(60件)を超えた後は、原則として申込をお受けできなくなります。

講師派遣に
あたっての
お願い。

- ・できるだけ開催希望日の2か月以上前にお問い合わせください。
- ・ケアプラザを利用される団体の方へもお声かけください。

お問合せ先
☎ 845-5640
☎ 845-7720
出前講座担当

出前講座問合せ用紙 (FAX 845-7720)

団体名			
ご担当者			
ご連絡先	区		
	TEL		
	FAX		
講座希望日	第1希望	年	月 日 () 午前・午後
	第2希望	年	月 日 () 午前・午後
	第3希望	年	月 日 () 午前・午後

ご注意

- ・会場は、横浜市内に限ります。
- ・決定後、変更があった場合は、速やかに当センターへご連絡ください。
- ・講座の主催者を偽ったり、いわゆる又貸しは厳重にお断りします。
- ・1年度に1団体(グループ)で1回までです。
- ・年間の受付枠(60件)を超えた後は、原則として申込をお受けできなくなります。
また、7～9月は要望が多いため、ご希望に添えない場合があります。

◆◆◆ お問合せ先 ◆◆◆

横浜市消費生活総合センター

☎ 845-5640

☎ 845-7720

出前講座担当

<https://www.yokohama-consumer.or.jp/study/delivery.html>